



コロナに負けるな！危機を乗り越え事業継続を！

新型コロナウイルス感染症の拡大はいまだ収束時期が見通せないなか、4月7日に発出された緊急事態宣言に基づく、外出自粛や休業要請をはじめとする要請事項に、千葉市・市原市の企業の皆様は事業継続を図るために様々な努力を行っているものの、多くの皆様がすでに限界にきています。

政府はこれまで、緊急経済対策として「雇用調整助成金の要件緩和や特例措置の拡大」「小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援」「新型コロナウイルス感染症特別貸付制度の創設」「中小企業の資金難に配慮した給付金措置」「納税や社会保険料の支払いを1年間猶予する制度」「固定資産税及び都市計画税の軽減措置（償却資産・事業用家屋）」等の雇用対策や資金繰り対策、税制支援措置等を講じてきました。

国や地方は、これまでの制度と併せて周知・広報の徹底、申請手続きの簡便化を図る等、実効性のある制度とし、企業の倒産・廃業を防ぐことに全力で取り組まなければなりません。

そして、我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化と雇用の確保などに大きく貢献していることから、その経営実態等を見極めながら、中小企業が生き残るために必要な支援措置を迅速かつ適切に講じることが最も重要であります。

経営者の団体である法人会におきましては、会員企業の皆様とともに未曾有の危機を乗り越え、中小企業の繁栄なくして日本経済の再生はあり得ないとの観点から、事業を継続していくための提言を行っていくとともに、会員企業の皆様に対して有益な情報を収集し、周知活動を行って参ります。

また、法人会が会員企業の皆様のために、地域社会のために何ができるか、知恵を出し合い深慮して参ります。

今後の事業等の開催につきましても、事態収束のようすを見ながらとなりますが、長引きました際には、改めて方策を検討させて頂きまますので、会員皆様には今事情ご賢察のうえ、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

(引用：4月8日 緊急経済対策に対する 全法連・小林 栄三会長談話より)

新型コロナウイルス感染症に関する支援情報

新型コロナウイルス感染症に関する対策リンク集

法人会では、新型コロナウイルス感染症に関する対策リンク集を掲載しています。

緊急経済対策や税制上の措置等のリンク集となっております。

詳しくは、以下の URL よりご確認ください。

URL : <http://www.zenkokuhojinkai.or.jp/links/covid19-links.html> (全国法人会総連合 HP)

緊急経済対策

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置（案）

URL : http://www.mof.go.jp/financial_system/fiscal_finance/coronavirus-jigyousya/coronavirus-jigyousya.html (財務省 HP)

～チラシ同封サービスのご案内～

広報誌に貴社のチラシを 入れてみませんか？

販路開拓や
自社PRに

チラシ同封サービスは、千葉南法人会会員や公的施設に貴社の広告物を封入し、プロモーションできるサービスです。ご興味のある方は、是非ともご連絡ください。



● 利用料【A4 サイズの場合】

《1チラシあたり》 **12,000円**

○他サイズ・冊子等 要相談

※料金の中には印刷代は含まれておりません。

● 問い合わせ先

一般社団法人千葉南法人会 事務局

〒260-0842 千葉市中央区南町 2-22-5

TEL 043-264-4080 FAX 043-264-4680

事業鑑定士

天満由美子の健康運

(令和2年7月～9月)

「目標設定と成果の確認を」

♈ おひつじ座 (3/21～4/20)

努力に応じた効果が見込めます。じっと耐えてきたことも良い方向かうでしょう。刈り取りの時期なので種まきはまた次の機会に。

♉ おうし座 (4/21～5/21)

ずっと考えごとをすることによって、知らぬ間にストレスが溜まり体調不良の原因となります。「考えない時間」を作っておきましょう。

♊ ふたご座 (5/22～6/21)

一定のリズムで生活することは基本で大切です。忙しい時でもリミットを決めて就寝、起床。リズムを戻す糸口を決めて行動しましょう。

♋ かに座 (6/22～7/23)

迷ったらやってみる方を選ぶと良いでしょう。普段食べたことのない野菜、果物、お魚など、小さいことでも挑戦してみるのが吉です。

♌ しし座 (7/24～8/23)

身体を柔軟にしておくことを心掛けましょう。ストレッチのほか、水分をこまめに補給して、身体の水分の流れについて意識してみよう。

♍ おとめ座 (8/24～9/23)

慎重に進みたいときは、そうするのが正解です。後れを取るのでは、と気にせず。まわりに流されて安易な決断をしてはいけません。

♎ てんびん座 (9/24～10/23)

勢いにつきすぎるとつまづくかもしれません。平常心を意識した行動が大事です。そこに気を付ければ、概ね良い成果が得られそうです。

♏ さそり座 (10/24～11/22)

だるいので動かない、動かないからますますだるくなる、の負のループが来そうです。一日、一カ月の運動予定を書き出しておきましょう。

♐ いて座 (11/23～12/22)

忙しいからと食事を抜くと後で厄介なことに。食べ物のバランスも大事ですが、気を配れないときには好きな物だけ食べておきましょう。

♑ やぎ座 (12/23～1/20)

誘われるままに会食や行事に参加するとマイナス効果がありそう。お付き合いはやめて、是非参加したい、と思ったものだけにしましょう。

♒ みずがめ座 (1/21～2/19)

身体を動かすことを習慣化できたなら、次は一日のうち何時にするのか、毎日一定の量やリズムでできているかを意識していきましょう。

♓ うお座 (2/20～3/20)

これをやったら、効果はこれぐらい、と体調や美容も数値目標をたてると向き合いやすくなりそうです。費用対効果も盛り込んでみて。

千葉市緑区大高町「観光田中ブドウ園」

果物の夏がやってきました。

千葉南法人会界隈にもおいしい果樹園がたくさんあります。今回はとっておきの果物のご紹介です。千葉市緑区大高町にある「観光田中ブドウ園」さん、8月の上旬から販売が始まります。大粒のブドウが中心で、ヒムロット・シードレスや巨峰、藤みのり、安芸クイーンなどが次々と実をつけます。夏のブドウですが、それぞれ熟す週が異なるので毎週通って新鮮なブドウを味わう常連さんが多数いらっしゃいます。なんと、皇居関係の方も常連で、皇室方もこのブドウを味わっていらっしゃるそうです。谷あいのテラスに吹く涼風にお弁当を広げる方や、ご主人の詩吟を楽しむ方も訪れます。また、ネヘレスコールという世界一大きいブドウも楽しむ事が出来ます。千葉南法人会の広報誌を見てきたという良いことが起こるかも。



市原市の果樹といえば梨ですが、姉崎イチジクも有名です。イチジクの生産農家は年々高齢化しています。若手の不足で大変ですが、美味しいイチジクを届けたいと日夜奮闘している農家さんも多数います。市原市海上小学校(神代)周辺がイチジクの産地です。美味しいイチジクの見分け方を知ってますか。美味しいイチジク畑は香りが違うのです。暑い夏ですが、窓を開けて車で走ってみてください。美味しいイチジクの香りがしたら、そこの畑のイチジクはとても美味しいのです。ぜひ、鼻で、足でかせいで、美味しいイチジクにたどり着いてみましょう。

上の写真はイチジクの木、横一文字という技法で仕立てられます。千葉の気候も熱帯並みになって来ています。ミカンも良くなるようになりましたね。そのうち熱帯の果物も栽培できるかもしれません。



【田中ブドウ園】
千葉市緑区大高町 26-27 電話 043-294-2338

行事予定 2020年

7月

- 2日(木) 第1回生活習慣病健診①
- 3日(金) 第1回県法連事務所長会議
- 7日(火) 決算期別法人説明会(書面開催)
第1回広報委員会
- 8日(水) 第1回青年部会会員交流会
- 10日(金) 相談役・正副会長会
- 11日(土) 税務・経営無料相談
- 14日(火) 第1回生活習慣病健診②
第1回厚生委員会
- 15日(水) 第1回生活習慣病健診③
- 16日(木) 第2回常任理事会
- 17日(金) 第2回女性部会正副部会長会議
- 21日(火) パソコン講座①
第2回青年部会定例役員会
- 28日(火) 第1回組織委員会
- 29日(水) 第1回第6支部連合支部合同役員会

8月

- 3日(月)~4日(火)
第1回女性部会研修会
- 6日(木) パソコン講座②
- 18日(火) 源泉部会定例研修会(書面開催)
- 20日(木) パソコン講座③
- 21日(金) 新設法人説明会(書面開催)
第1回研修委員会
- 25日(火) 千葉南優申会監査
第1回千葉南優申会世話人会
- 27日(木) 第2回理事会

9月

- 2日(水) 簿記講座①
第1回第5支部連合支部合同役員会
- 3日(木) 第1回税務・会計セミナー
- 4日(金) 第1回第1・2支部連合合同役員会
- 8日(火) 決算期別法人説明会(書面開催)
第2回税制委員会
- 9日(水) 第1回第3支部連合支部合同役員会
簿記講座②
- 10日(木) 第2回千葉南優申会世話人会
第28回千葉南優申会定時総会
- 11日(金) 第2回税務・会計セミナー①
- 16日(水) 簿記講座③
- 17日(木) 第29回役職員研修会
- 18日(金) 第2回税務・会計セミナー②
- 23日(水) 簿記講座④
- 25日(金) 第2回税務・会計セミナー③
- 30日(水) 簿記講座⑤

10月

- 2日(金) 第10回チャリティーゴルフ大会
- 6日(火) 第2回女性部会税務研修会
女性部会署長との懇談会
- 7日(水) 簿記講座⑥
- 9日(金) 第2回税務・会計セミナー④
- 12日(月) 簿記講座⑦
- 13日(火) 第2回青年部会税務研修会
第2回青年部会会員交流会
- 15日(木) 第15回千葉南優申会親睦ゴルフ大会
- 16日(金) 第2回広報委員会
- 19日(月) 簿記講座⑧
- 20日(火) 第2回生活習慣病健診①
- 21日(水) 第3回税務・会計セミナー
- 22日(木) 第4支部連合税務研修会
- 23日(金) 第2回生活習慣病健診②
第2回税務・会計セミナー⑤
第6支部連合税務研修会
- 26日(月) 源泉部会定例研修会
- 27日(火) 第5支部連合税務研修会
- 28日(水) 簿記講座⑨
- 29日(木) 第3支部連合税務研修会



身近な法律相談

弁護士 田部井 宏明

『新型コロナウイルスに関連した取引上の問題』

今回の「身近な法律相談」は、新型コロナウイルスの拡大により様々な影響がでている昨今、取引先との間の、主に下請法に関連した問題について取り上げます。なお、Q1及びQ2はいずれも下請法の適用があることを前提としています。

Q1 継続的に卸していた商品を納入しようとしたところ、発注業者から、「新型コロナウイルスの影響で売上が落ちているので納入は控えてもらいたい。」と言われ、受領を拒否されてしまいました。こういった場合、どうすればいいのでしょうか。

A1 この事例は、発注者による受領拒否の場合と考えられますので、下請法4条1項1号に違反するかどうか問題となります。

この点、下請業者の責めに帰すべき事由があれば当該発注業者は受領を拒むことができますが、今回の新型コロナウイルスの影響はその要件に該当しないと考えられます。

そのため、この事例は下請法に違反すると思われる。下請業者としては、下請法に違反する旨指摘し、改めて商品の受領を求め、それでも拒否されるようであれば、公正取引委員会に通告するといった手段も検討の余地があると思われる。

Q2 継続的に取引を行っている業者から、「新型コロナウイルスの影響によりこれまでどおりの取引ができなくなったので、代金の減額をしてほしい。」と言われました。応じなければならぬのでしょうか。

A2 この事例では、下請法4条1項5号のいわゆる買いたたきの禁止に該当するかどうか問題となります。

この点については、対価の決定方法（代金額の決定に当たり十分な協議が行われたかどうかなど）、対価の決定内容、通常支払われる対価と当該給付に支払われる対価との乖離状況、当該給付に必要な原材料等の価格動向などを考慮して総合的に判断する必要があります。

そのため、これらの要件を検討し、買いたたきの禁止に該当するとなれば、下請業者としては、下請法に違反する旨指摘し、あくまで減額には応じず、仮に契約どおりの支払が行われなければ不足分についてさらに請求していくことになると思われます。

Q3 発注業者から、「新型コロナウイルスの影響で経営が悪化したのでこれまでどおりの取引をすることができなくなった。」として、一方的に契約を解除されそうです。どうすればいいのでしょうか。

A3 継続的な取引においては、この事例のような一方的な契約解除は認められないとも解されますが、他方で、前記A1の場合と違い、新型コロナウイルスの影響による経営悪化が契約解除の正当理由に該当するとして契約解除が有効になる可能性もあります。

もっとも、その場合でも、例えば数か月分の代金相当額の損害賠償が認められる余地はあります。

そのため、当該発注業者に対し取引の継続を求めつつも、それが難しいようであれば最終的には金銭賠償により解決を図ることもやむを得ないと思われます。

以上



法人会の

法律相談

お問い合わせ先

(一社)千葉南法人会
TEL 043-264-4080
FAX 043-264-4680

1時間まで
無料

お気軽にどうぞ!!



担当

けやき総合法律事務所
〒260-0013
千葉市中央区中央3丁目10番6号
北野京葉ビル3階
TEL 043-202-6003
FAX 043-202-6004

1. 申し込み方法

(一社)千葉南法人会事務局宛電話でお申込下さい。
TEL : 043-264-4080

(土・日・祝日を除く午前9時～午後5時)
お申込み後、別途事務局より必要な手続きについてご連絡申し上げます。

(申し込み状況によってはお断りする場合があります。)

2. 相談日時

毎週月曜日から金曜日まで（祝日は除く）の午前10時・11時および午後2時・3時です。

(申込時に希望日時をお聞きして、事務局にて相談弁護士と打合せの上決定させていただきます。)

3. 利用できる方

千葉南法人会の会員企業。（同一企業の相談は月1回に限らせていただきます。）

4. 相談内容

法律全般。（会社業務以外の相談は不可。）

5. 相談場所

上記法律事務所
交通：JR千葉駅 徒歩15分

6. その他

- 無料相談時間は1時間までです。
(一社)千葉南法人会が負担します。
- 時間を越えて相談される場合は相談者の負担となります。
- 料金は延長30分ごとに、5,000円です。(別途消費税) その場で実費をお支払いください。